

○神奈川県町村情報システム共同事業組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

(平成23年4月1日)
(条例第7号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務専念義務の免除)

第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ、任命権者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 職員としての研修を受ける場合
- (2) 職員の厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) その他管理者が定める事由に該当する場合

(委任)

第3条 管理者は、前条の承認の基準について、必要な事項を定めることができる。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。